

5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

【現状と課題】

いじめの認知件数と解消しているものの割合

- ・いじめの認知件数は増加傾向、解消しているものの割合は減少傾向

いじめられた児童・生徒の相談状況

- ・いじめられた児童・生徒のうち、誰にも相談していない子供が 1,668 人存在

豊かな心を育む教育の取組状況に対する意識

- ・「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか。」等の問いに当てはまると回答した児童・生徒・教員の割合は増加

1 か月間に「本」を読んでいない児童・生徒の割合

- ・令和 4 年度は、いずれの学年も令和元年度に比べて割合が増加

【強化のポイント】

- 国の基本計画、東京都の条例や指針等に基づき、人権教育を確実に推進
- 他者を思いやり、自他の生命を尊重する教育を一層推進
- 子供の読書活動を充実させる取組を一層促進

【指標】

- ✓ いじめの認知件数に占める、解消しているものの割合が国の割合以上
- ✓ 1 か月間に、本を読んでいない児童・生徒の割合（不読率）の減少

施策展開の方向性⑪

人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育の充実

1 学校教育における人権教育の推進（総務部・指導部）

(1) 学校教育における人権教育推進のための指導・研修・研究

ア 指導・研修の推進

学校の教員等が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料の作成や研修等の事業を推進する。

(ア) 指導資料の作成

人権教育に関する実践的な手引として「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、都内全ての公立学校の教員等に配布する。

(イ) 研修の実施

区市町村教育委員会や学校との緊密な連携の下、教員等に対する研修を実施する。

(ウ) 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置する人権教育資料センターにおいて、人権教育に関する資料を収集、整備し、映像資料の閲覧、貸出しを行う等、教育関係者等の利用に供する。

イ 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、学校教育における人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を 50 校程度設置する。

ウ 研究活動の推進

学校教育における人権教育の充実のため、東京の実態に即した教育内容・方法の研究を進めることを目的として、次の事業を実施する。

- (ア) 人権教育研究推進事業
- (イ) 東京都教職員研修センターが行う基礎的研究

2 社会教育における人権教育の推進（総務部・地域教育支援部）

(1) 社会教育における人権教育推進のための啓発・研修・調査研究

ア 普及啓発事業の推進

社会教育関係職員や社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、啓発学習資料の作成等の事業を推進する。

(ア) 啓発学習資料の作成

人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、PTA をはじめとする社会教育関係者に配布する。

(イ) 学習教材の制作

人権学習教材ビデオ（DVD）を作成し、区市町村の社会教育担当者をはじめ社会教育関係団体に配布する。

イ 指導研修の実施

社会教育関係職員と社会教育関係団体指導者等を対象に、様々な人権課題に対する理解と認識を深めるための研修を実施する。

ウ 促進事業の実施

社会教育における人権教育の充実のため、東京の実態に即した学習内容・方法の研究を進めることを目的として、人権教育推進のための調査研究事業等を実施する。

施策展開の方向性^⑫

他者への思いやりなど、豊かな心を一人ひとりの子供たちに育む教育の推進

1 小学校・中学校における「考え議論する道徳」の推進（指導部）

(1) 「特別の教科 道徳」の指導の充実に向けた取組の推進

優れた授業実践を公開するとともに、「考え議論する道徳」の実現に向けた指導の在り方や工夫等について周知する『特別の教科 道徳』授業力向上セミナーを実施し、教員の指導力向上を図る。また、指導事例を都教育委員会ホームページで公開し、指導の在り方や評価の考え方について周知を図るとともに、各学校における指導事例の活用を推進する。

(2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

ア 東京都道徳教育教材集の提供

都教育委員会が平成 24 年度から作成・配布している東京都道徳教育教材集「心あかるく」（小学校低学年版）、「心しなやかに」（小学校中学年版）、「心たくましく」（小学校高学年版）、「心みつめて」（中学校版）を電子化し、都内全公立小・中学校等の児童・生徒に提供するとともに、道徳科はもとより、各教科や特別活動等における活用を推進し、東京の子供たちの豊かな心の育成に資する。

イ 東京都道徳教育教材集保護者向けリーフレットの提供

東京都道徳教育教材集「心あかるく」、「心しなやかに」、「心たくましく」、「心みつめて」の内容等について紹介するとともに、家庭での活用を促し、家庭における道徳教育の充実を図ることを目的として作成した保護者向けリーフレットを電子化し、都教育委員会ホームページで提供する。

(3) 道徳授業地区公開講座の充実

ア 学校と家庭・地域とが一体となった道徳教育を推進することを目的として、都内全公立小・中学校等及び一部の特別支援学校において、道徳授業地区公開講座を実施する。都内全公立小・中学校等の全ての学級において、保護者・地域住民に道徳科の授業を公開するとともに、意見交換会を実施し、教員・保護者・地域住民が子供たちの課題や大人の果たすべき役割等について意見交換・協議を行う。

イ 平成 30 年 3 月に都内全公立小・中学校等を対象に作成・配布した意見交換会導入ビデオ資料（DVD）の活用を推進し、道徳授業地区公開講座における意見交換会の内容の充実と参加者の増加を図る。

ウ 平成 30 年 3 月及び平成 31 年 3 月に都内全公立小・中学校等の全教員を対象に作成・配布した道徳授業地区公開講座教員用リーフレットの活用を推進し、道徳授業地区公開講座の計画・実施、DVD を活用した意見交換会の実施例等に関する理解を深めるとともに、講座の内容の充実を図る。

エ 区市町村教育委員会指導主事等を対象に年 2 回実施する道徳教育担当指導主事連絡協議会において、実施の好事例等を紹介するとともに、講座の充実に向けた具体的な方策等について指導・助言等を行う。

2 体験活動の充実（指導部・地域教育支援部）

(1) 「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」の実施（再掲）

児童・生徒の積極性や協調性、コミュニケーション力、他者理解、感性等の豊かな心を育成する体験プログラムを提供し、学校における体験活動の充実を図る。

(2) 文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場の提供

東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）及び高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）において、各施設の利用サービスの提供、それぞれの施設の特徴を生かしたユース・スクエア事業、社会教育事業や文化・スポーツ教室を実施し、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供しており、両施設とも管理・運営業務は PFI 方式で行っている。

なお、多摩地域ユース・プラザは、今年度末をもって第 2 期事業が終了し、令和 7 年度からの第 3 期事業では、体験型活動事業を実施する予定である。

3 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の推進（指導部）（再掲）

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施（再掲）

「人間と社会」は道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実には照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標とした教科であり、平成 28 年度から全都立高等学校等で実施している。各校の指導の充実のため、推進者を対象とした研修を実施するなど、必要な支援を行う。

ア 年間計画等調査の実施

令和 6 年度の実施計画について適切な指導・助言を行うため、各校における令和 5 年度の演習と体験活動の実施状況を調査し、課題を把握する。

イ 推進者研修の実施

(ア) 「人間と社会」の優れた取組の共有とともに、探究的な要素を取り入れた「人間と社会」改訂版教科書及び指導書の活用方法等の説明を目的として、各校の推進者を対象に推進者研修会を実施する。

(イ) 令和元年度から導入された各校の道徳教育推進教師は、原則として教科「人間と社会」推進者が兼ねる。

4 子供の読書活動の推進（地域教育支援部・指導部）

令和 3 年 3 月に策定した「第四次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、乳幼児期からの読書習慣の形成、学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進、特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進及び読書の質の向上に向けた取組を行う。

(1) 発達段階に合わせた取組

ア 乳幼児の読書活動の推進

イ 小・中学生の読書活動の推進

ウ 高校生等の読書活動の推進

エ 特別な配慮を必要とする子供の読書活動の推進

(2) 読書活動推進の基盤づくり

ア 読書活動推進状況等の調査

イ 読書活動を支える人材の育成

施策展開の方向性⑬

いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育等、健全育成に係る取組の推進

1 「東京都教育委員会いじめ総合対策」の着実な推進（指導部）

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知の徹底

学校において、軽微ないじめも見逃さずに認知できるようにするため、研修等を通し、全ての教職員が、以下の視点に立って「いじめ防止対策推進法」に規定されている「いじめ」の定義等について共通理解を図ることができるようにする。

ア 行為を受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じている場合は、例外なくいじめに該当すると捉える。

イ 行為を受けた児童・生徒が苦痛を感じていない場合であっても、相手の行為が人権意識を欠く言動である場合などには、いじめに該当すると捉える。

5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

ウ いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得ると認識し、いじめの件数が多いことが課題であるとの意識を払拭する。

エ 相手の行為の故意性や継続性等を含む重大性や緊急性、その行為により受けた児童・生徒の心身の苦痛の程度など、個々の状況に応じて、解決に向けた対応は異なることを理解する。

(2) 「高校生いじめ防止協議会」の設置

都教育委員会は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則のに基づき、高校生いじめ防止協議会を設置し、都立高校生で構成される高校生委員がいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進について協議した内容や東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に提案する意見を基に、いじめ防止対策の一層の充実を図る。

(3) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化

あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現するため、「いじめ防止対策推進法」の規定により全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」が、以下の役割等を果たすことができるよう、機能の強化を図る。

ア スクールカウンセラーの勤務日等に合わせて定例会議を開催し、児童・生徒の状況やいじめ防止等の対策の推進状況を確認する。

イ 全教職員に対して、児童・生徒の気になる様子を漏らさずに報告するよう徹底させ、情報を集約して、定義に基づき、いじめを認知する。

ウ 認知されたいじめについて、実態に基づき、早期解決のための対応方策を協議するとともに、日々、対応の状況等を確認する。

エ いじめの対応状況等について、全教職員により情報共有ができるよう、電子データ等により記録を管理する。

オ いじめに関する授業、教職員研修、定期的なアンケート、スクールカウンセラーによる面接、児童会・生徒会の活動等、いじめの未然防止等に向けた取組を計画、推進するとともに、その成果と課題を明らかにし、改善策を提言する。

(4) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂及び周知・啓発

学校が、いじめ防止の取組を全教職員の共通実践の下に組織的に行われるようにするとともに、その取組について保護者や地域住民等から理解・協力を得られるようにするため、以下の取組等を通して、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

ア 学校評価の項目にいじめ防止対策の推進状況を設定し、学校の取組の推進状況について、ふれあい月間「教員シート」や「学校シート」等を活用した自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCA サイクルの中で検証し、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

イ 年度当初の保護者会、「学校サポートチーム」の会議、地域自治会の会合等の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するとともに、学校ホームページや「学校便り」に掲載して、学校の取組についての周知・啓発を図る。

(5) 専門家を活用したいじめ問題サポート事業

いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、保護者がいじめの初期の段階から法律や医療等の専門家のサポートを受けられる相談体制を区市町村に構築することを通して、いじめを迅速かつ的確に解決できるようにし、児童・生徒が安心して学校に通えるようにする。

(6) 「子供が安心して生活できる学校づくり」検証事業

いじめを早期に発見、解消し、深刻化させないための取組を強化することを目指して、「子供が安心して生活できる学校づくり検証事業」を実施し、子供のよさや成長、気になる様子を共有する校内の仕組みづくり、教員に助言し必要な対応を行う「いじめ対応サポーター」の配置・活用について、その効果を検証する。

実施対象校は、次の4点の取組を実施し、子供同士のトラブルを早期に解決する上での効果について検証するとともに、検証結果等の普及・啓発を行う。

2 SOS の出し方に関する教育の推進（指導部・人事部）

(1) 自殺予防のための学校の組織的対応の徹底

児童・生徒等の自殺を予防するため、以下の取組を通して、児童・生徒の様子の変化を職員全体で把握するとともに、気になる様子が見られる児童・生徒に対しては、保護者や関係機関と連携して、当該児童・生徒の悩みや不安の解消に向けて確実な対応を行う。

ア 学期初めなど定期的に、教職員による状況観察や個人面談、悩みや不安把握のためのアンケート等を実施し、児童・生徒一人一人の様子を確認する。

イ 過去にスクールカウンセラー等に悩みや心配を訴えた児童・生徒については、定期的に相談後の状況を確認する。

ウ 児童・生徒や保護者との面談等を通して、児童・生徒の友人関係、習い事や塾等における状況、目指している進路、兄弟姉妹関係を含めた家庭における問題等、児童・生徒が現在置かれている状況を確認する。

エ 始業式後の学級指導等において、全児童・生徒に対して、悩みや不安がある場合は、教職員に相談するよう伝える。

オ 気になる様子が見られる児童・生徒については、保護者等に連絡をして当該児童・生徒の状況を改めて確認するとともに、関わりの深い教員等が、当該児童・生徒に声を掛け、悩みや不安の解消に向けて支援していくことを伝える。

カ 心配な状況が想定される児童・生徒については、「学校サポートチーム」を活用するなどして、スクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センター、習い事や塾の関係者、当該児童・生徒の友達の保護者、PTA 役員、地域住民、福祉・医療等を含む関係機関等の職員等と連携して、当該児童・生徒の心配や悩みの要因と考えられる負担を軽減する方策等について協議を行い、それぞれの立場から支援を行う。

(2) 全公立学校の校長を対象とした生活指導等連絡会の開催

都内全公立学校における生活指導の一層の推進を目指し、都内全ての公立学校長が、都における自殺予防教育の推進等の健全育成上の課題について共通理解を図るとともに、その解決・改善に向けた校長のリーダーシップによる組織的な取組を推進するための方策について考えることができるようにする。

(3) 都教育委員会作成の DVD 教材を活用又は参考にした SOS の出し方に関する教育に係る授業の実施

都内公立学校において実施している「SOS の出し方に関する教育」を一層推進するために令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、全ての児童・生徒に対する自殺予防のための教育の充実を図る。そのために、各学校において「SOS の出し方に関する教育」を指導計画に位置付けるとともに、都独自の DVD 教材「SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料自分大切にしよう」や、児童・生徒向け動画「心の SOS

5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

に気づこう」を作成した。本教材を活用又は参考にした授業を各学校のいずれかの学年で年間1単位時間以上実施し、児童・生徒の「自分の不安や悩みに早期に気づき、SOSを出す力」及び教職員の「子供のSOSを受け止め支援する力」を高める。

(4) 教育職員等による児童・生徒性暴力等の防止対策事業

児童・生徒性暴力の早期発見や未然防止、発生した際の初動対応の取組を実施する。関係機関との連携を強化し、実際に児童・生徒性暴力等が疑われる際には、専門家の助言を得ながら調査を進める。

ア 「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」の運営や児童・生徒向け「相談シート」の配布、啓発ポスターの掲示による早期発見

イ 教員は児童・生徒に「さわらない、(SNS等を)送らない、二人きりにならない」児童生徒と教職員との交際関係は成立しません」とする「3ない運動プラス」の推進や教職員のセルフチェック、初動対応マニュアルを活用した研修の実施、動画の配信等による未然防止の徹底

ウ 警察等の関係機関と連携し、児童・生徒性暴力に対して実効的な対応を行うことができるよう、情報共有を推進

エ 児童・生徒性暴力等が疑われる際の学校・学校設置者による調査に対する専門家の支援

(5) 高校生向けメンタルヘルスシステム（コンディショニングレポート）

学校が生徒の変化を把握し、生徒の状況に応じて支援ができるシステムを改良し、学校が利活用できるよう支援を行う。

3 子供自らの成長・発達を支える生活指導の推進（指導部）

(1) 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実

児童・生徒が、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力を身に付けられるようにするため、以下の取組等を通して、教職員による児童・生徒への指導の充実を図る。

ア 教職員が率先して児童・生徒の良さを発見するとともに、児童・生徒同士が互いの良さを認め合うことができる学級活動やホームルーム活動を計画的に実施する。

イ 児童会や生徒会による活動を通して、児童・生徒相互の共感的な人間関係が築かれるとともに、上級生の自己肯定感を育み、自尊感情が高められるようにする。

ウ 児童・生徒が、自ら考え選択し決定する体験や、話し合う活動等を通して、合意形成や自己決定ができるようにする。

エ 互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活等が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童・生徒自身がつくりあげられるようにする。

4 教育相談の一層の充実（指導部）

(1) 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用の促進

児童・生徒が、以下に示す目的等に即して、東京都教育委員会が作成・開発した情報サイト・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」を有効に活用できるようにするため、学校における授業等を通して、周知・啓発を図る。

ア 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたとき、いじめを行ったときなどに、どのように対処すれば良いのかを考えるきっかけとする。

イ 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたときなどに、スマートフォンなどから、24 時間いつでも「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」に相談できるようにする。

(2) 東京都教育相談センターにおける相談事業の推進

ア 電話相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者等から寄せられる教育に関する相談を 24 時間フリーダイヤルで受け、ともに考えることで不安・悩みの軽減を図り、助言・他機関の紹介等を行う。

イ 来所相談による支援

教育に関する相談を受け、心理職等の職員が継続的な相談等を行い、解決に向けての支援を行う。平日は午前 9 時から午後 6 時まで、及び毎月原則第 3 土曜日は午前 9 時から午後 5 時までの相談時間を引き続き実施する。

ウ メール相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供や保護者等から電子メールで寄せられる教育に関する相談について対応する。

エ SNS 等教育相談による支援

都内在住、在籍の小学生・中学生及び高校生（相当年齢）の子供本人からの教育相談に SNS 等で対応する。

オ 学校等への支援

(ア) 教職員向け相談の一層の充実

教職員等からの幼児・児童・生徒等の理解とその対応に関する相談や教育相談の推進等に係る相談において、専任の相談員を配置することで、相談体制の一層の充実を図り、電話等で受け、問題解決に向けて助言等を行う。

(イ) 所員及び専門家等の派遣

所員及び専門家アドバイザースタッフ（心理の専門家等）の派遣

一般訪問：いじめ、不登校、集団不適応等の未然防止及び対応のため、児童・生徒の面接及び事例検討並びに研修を行う。

緊急支援：児童・生徒等に関わる事件・事故が発生した際に、幼児・児童・生徒、教職員及び保護者の心のケアと学校（園）における日常性を取り戻すめ学校等に派遣する。

(ウ) 都立学校教育相談担当者との連携の推進

都立学校教職員の教育相談に関する資質向上及び学校の教育相談活動等の充実に向けて、都立学校教育相談担当者連絡会を開催する。

(エ) 区市町村教育相談機関との連携の推進

東京都における教育相談のより一層の充実、振興に資するため、教育相談主管課長連絡会、教育相談担当者連絡会を開催し、各区市町村立教育相談所（室）及び教育支援センターとの連携、協力を推進する。

カ 学校問題解決サポートセンター

学校等からの相談又は学校等の対応への不満に関する保護者等からの相談に対して、必要に応じて専門家等からの助言を受け、公平・中立の立場で助言を行う。

なお、問題解決に向けた第三者的相談機関として、学校だけでは解決困難ないじめ等の

問題について迅速かつ適切に対応する。

(ア) 電話相談による支援

学校や保護者等からの相談を受け、所員が助言をする。

(イ) 専門家等からの助言

相談を受けた案件のうち、必要に応じて専門家等の助言を受け、文書で回答する。

※専門家等：弁護士、精神科医、公認心理師等、警察職員経験者、行政書士、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員代表、保護者代表

(ウ) 第三者的機関としての解決策提示

当センターが学校等だけでは解決困難と判断した案件について、当事者双方の合意の下、それぞれの意見を聴取した上で、専門家等で構成するケース会議において解決策を協議し提示する。

(エ) 「いじめ等の問題解決支援チーム」の派遣

学校だけでは解決困難な問題について、弁護士・精神科医・公認心理師（臨床心理士）・警察職員経験者等の専門家によるチーム結成し、いじめの問題については、「いじめ問題解決支援チーム」、いじめ以外の学校問題については、「学校問題解決支援チーム」を学校に派遣することで、機動的かつ早期の問題解決を図る。

(3) スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実

児童・生徒からの訴えを確実に受け止め、相談した児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、日常から、児童・生徒の不安や悩みに対して、スクールカウンセラーを含む全ての教職員がいつでも相談に応じる体制の充実を図る。

(4) スクールカウンセラーの配置（特別支援学校）

視覚障害、聴覚障害及び知的障害のある児童・生徒の心理に関して、高度に専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして都立盲学校、都立ろう学校、就業技術科及び職能開発科を設置する都立知的障害特別支援学校に配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るモデル事業を実施する。

(5) シニア・スクールカウンセラー（SSC）の配置

都立学校におけるスクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制を一層充実させるため、豊富な経験と高い能力を併せもつ人材をシニア・スクールカウンセラーとして指名し、拠点的に配置する。

(6) スクールカウンセラーの追加配置

各地区や学校の実態やニーズに基づいた支援の一層の充実を図るため、一定の条件に基づき、区市町村立小・中学校（172校）、都立学校（18校）においてスクールカウンセラーの配置を拡充する。

5 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化（指導部）

(1) 「学校サポートチーム」の機能強化

いじめ、暴力行為等の問題行動の解決と児童・生徒の健全育成に向けて、学校、家庭、地域、警察、児童相談所等の関係機関が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、児童・生徒に対して適切に指導や支援を行うことができるようにするため、各学校に設置されている「学校サポートチーム」を有効に機能させ、活用を促進する。

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業の推進

いじめ、不登校、暴力行為等、生活指導上の課題に対して、社会福祉等の専門家の助力を得て解決を図ることができるようにするため、区市町村教育委員会へのスクールソーシャルワーカーの配置を促進する。

(3) スクールソーシャルワーカー活用事業【強化モデル】の実施

ア 問題を抱える児童・生徒への働き掛けに加えて、区市町村教育委員会において、管下の全学校にスクールソーシャルワーカーが週1回3時間以上訪問する体制を構築する。

イ 福祉の専門性を高める取組を実施する。

(4) 警察や児童相談所等の関係機関との連携の促進

ア 暴力、非行、犯罪及びこれらを伴ういじめなどの行為に対し、適切な指導により更生を図ることができるようにするため、「警察と学校との相互連絡制度」や「警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項」を踏まえ、学校は、所轄警察署に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにする。

イ 家庭における養育に起因する課題や児童虐待が疑われる事例等に対し、適切な支援により問題の解消を図ることができるようにするため、「児童虐待防止法」等に基づき、学校は、地域の児童相談所や「子供家庭支援センター」等に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにする。

6 情報モラル教育の着実な推進（再掲）（総務部）

(1) SNS等の適正な使い方の啓発強化

ア 情報モラル教育を推進する補助教材「GIGAワークブックとうきょう」や「考えよう！デジタルリテラシー」を一人1台端末での利用を推進するとともに、制作した指導資料や動画の普及・啓発を図る。

(2) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

ア 都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校や区市町村教育委員会等への情報提供を行う。

イ 子供のインターネット利用における様々な課題が指摘されていることから児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、東京都の児童・生徒のインターネットの利用率やルール策定状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握する。

(3) 情報教育ポータルサイトでの実践事例・実践動画の公開

令和6年度より指定する情報活用能力育成研究校での指導事例及び実践動画を情報教育ポータルサイトに公開し、周知する。

7 教職員等による児童・生徒性暴力の防止（指導部・人事部）

(1) 教育職員等による児童・生徒性暴力等の防止対策事業

児童・生徒性暴力の早期発見や未然防止、発生した際の初動対応の取組を実施する。関係機関との連携を強化し、実際に児童・生徒性暴力等が疑われる際には、専門家の助言を得ながら調査を進める。

ア 「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」の運営や児童・生徒向け「相談シート」の配布、啓発ポスターの掲示による早期発見

イ 教員は児童・生徒に「さわらない、(SNS等を)送らない、二人きりにならない+児童生

5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

徒と教職員との交際関係は成立しません」とする「3 ない運動プラス」の推進や教職員のセルフチェック、初動対応マニュアルを活用した研修の実施、動画の配信等による未然防止の徹底

ウ 警察等の関係機関と連携し、児童・生徒性暴力に対して実効的な対応を行うことができるよう、情報共有を推進

エ 児童・生徒性暴力等が疑われる際の学校・学校設置者による調査に対する専門家の支援